

8-12
令和4年12月6日

兵庫県明石市

明石市議会議員

森勝子殿

兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1

元町駅前ビル2階東号

兵庫維新の会 幹事長 住本一礼

通告

貴殿を選挙における非公認又は非推薦とする

本党は、党規約第21条に則り、貴殿が参議院選挙前という時期に、週刊誌にパワハラ問題として記事を出した事案が、党の判断としてパワハラ認定はないと結論づけたことより、本件に関しての貴殿の行いについて、党紀委員会に諮ってきた。

委員会による討議と執行役員会での根拠、本支部党紀規則第2条1項及び第2条2項に規定する、政治倫理に反する

ものと認められた行為及び党の名誉を傷つける行為と判断。前回処分の嚴重注意も鑑み、同規則第4条（処分）五：「選挙における非公認又は非推薦」とする。

なお、不服がある場合は同党規則第8条に基づき、本通知受領後1週間以内に不服の論拠を記した書面をもって申し立てができる。

この郵便物は令和 4 年 12 月 6 日
第 51322 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

